

提供年月日：令和2年1月21日（火）
部 局 名：総務部
所 属 名：人事課
担 当 者 名：和泉、梅本
内 線：3151
電 話：077-528-3151
E - m a i l：bc0002@pref.shiga.lg.jp

「柔軟な働き方」に係る令和2年度（4月～予定）の取組について

県庁における健康経営を実践する取組として、勤務場所や勤務時間の更なる柔軟化により、職員個人の事情に応じて働き続けられる環境の整備を行います。

1. 「在宅勤務制度」の拡充

平成29年4月から導入している在宅勤務制度について、柔軟な働き方の選択肢の一つとなる環境づくりを推進するため、制度の拡充を行います。

(1) 対象職員を「全ての職員」に拡大

[現行] 育児・介護を行う職員、長時間通勤、その他所属長が特に認める職員
→ [改正後] 全ての職員

(2) 育児・介護を行う職員については、時間単位での在宅勤務を認める

[現行] 終日または半日単位 → [改正後] 時間単位での実施も可能とする
(例:8:30～16:15まで職場で勤務し、子どものお迎えをして、家事・育児の後、21:00～22:00で在宅勤務を実施)

2. 「時差出勤制度」の本格実施

長時間労働の是正などを通じてワーク・ライフ・バランスを実現し、職員が能力を最大限発揮できるような職場環境づくりを図るため、全ての職員を対象として「時差出勤制度」を実施します。

(1) 対象職員は、全ての職員とする

[現行] 育児・介護を行う職員のみ※ → [改正後] 全ての職員
※「育児・介護のための早出遅出勤務」における取扱い

(2) 勤務パターンは、以下のとおり

※ 昨年10月に実施した試行における利用者の意見等を踏まえ、早出・遅出できる時間を拡大します。

[現行] 1時間 → [改正後] 1時間30分

勤務区分	勤務時間	休憩時間
早出勤務	①午前7時00分から午後3時45分まで ②午前7時30分から午後4時15分まで ③午前8時00分から午後4時45分まで	正午から 午後1時00分まで
(通常勤務)	(午前8時30分から午後5時15分まで)	
遅出勤務	④午前 9時00分から午後5時45分まで ⑤午前 9時30分から午後6時15分まで ⑥午前10時00分から午後6時45分まで	

(3) より柔軟に時差出勤制度を利用できるよう、実施単位を1日単位、申請手続きを原則として2勤務日前までとします。

	[現 行]	[改 正 後]
実施単位	1月以上の期間	1日単位で実施可能
申請手続き	1週間前まで	原則として2勤務日前まで

(例：月、水は妻が早出勤務により子どものお迎えをして、火、木、金は夫が早出勤務により子どものお迎えをするという使い方や、繁忙の状況で役割分担を随時変更することも可能となる)

3. 「子育て支援時間制度」の導入

上記の「柔軟な働き方」を進めつつ、職員が子育てしながら就業を継続できる環境（セーフティネット）の整備を行うため、現行の部分休業に準ずる新たな休暇制度を創設します。

(1) 小学校1年生から小学校3年生までの子を養育する場合に、1日を通じて2時間を超えない範囲で取得することができる、無給の休暇制度の創設 (※)

(※) 勤務時間条例の改正が必要

4. その他

- ・上記1～3は、併用することもできます。
- ・フレックスタイム制について、先行実施県の状況等も踏まえて、検討を行います。

